

米子市立学校施設照明ＬＥＤ化業務
提案募集要項及び仕様書

令和 6 年 1 2 月
米子市

目 次

1	募集の趣旨	2
2	事業概要	2
3	契約者	3
4	事業担当課	3
5	優先交渉権者選定からのスケジュール（予定）	3
6	応募要件	3
7	応募に関する留意事項	5
8	契約事業者選定の流れ	6
9	全体スケジュール（予定）	6
10	提案募集の手続き	6
11	提案提出書類の作成方法	8
12	審査及び審査結果の通知	9
13	提案における留意事項	10
14	工事仕様	10
15	検査等	12
16	提出書類等	12
17	維持管理に関する仕様	12
18	契約に関する事項	13
19	契約金の支払に関する事項	13
20	事業実施に関する事項	14
別表 1	施設一覧	15
別表 2	予想されるリスク分担表	17

別冊 提出書類様式

1 募集の趣旨

米子市（以下「本市」という。）が管理する米子市立学校施設（以下「対象施設」という。）に設置されている照明器具は、行政運営における環境負荷の低減の必要性や、電気料金の値上げ等による財政負担の増加等が課題となっている。

これらのことから、省エネルギー・長寿命のＬＥＤ照明への更新（以下「ＬＥＤ化」という。）が必要と考え、一斉更新が短期間で実現可能な業務委託契約により、対象施設の照明設備のＬＥＤ化事業を決定したところである。

そこで、事業実施にあたり、施工、維持管理等に関する応募者からの提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、本募集を実施するものである。

ついては、審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合は、業務委託契約を締結し本事業を実施する。

なお、本事業は、令和７及び８年度において、ＬＥＤ化の施工を実施することを予定している。また、各年度の施工及びそれらに関連する事前調査業務並びに維持管理業務の契約については、別個に締結することとするが、優先交渉権者はすべての契約について優先交渉権を有するものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

米子市立学校施設照明ＬＥＤ化業務

(2) 事業場所（対象施設）

米子市立学校施設

※別表１（施設一覧）参照

(3) 契約方式

業務委託契約

(4) 委託期間

「１ 募集の趣旨」に記載のとおり、本事業は令和７及び８年度においてＬＥＤ化の施工を実施することを予定している。各年度の委託期間は、以下のとおりである。

① 令和７年度施工分

（ア）事前調査業務委託契約 契約締結日～令和７年６月下旬頃

（イ）施工業務委託契約 契約締結日～令和８年３月３１日

（ウ）維持管理業務委託契約 令和８年４月１日～令和１３年３月３１日

② 令和８年度施工分

（ア）事前調査業務委託契約 契約締結日～令和８年６月下旬頃

（イ）施工業務委託契約 契約締結日～令和９年３月３１日

（ウ）維持管理業務委託契約 令和９年４月１日～令和１３年３月３１日

(5) 事業内容

対象施設における既設の一般照明、非常用照明器具及び誘導灯照明器具（校舎のトイレ内の照明を除く。）（以下「既設照明器具」という。）のＬＥＤ化、維持管理等を含む本市と合意した内容で業務委託契約を締結する。

本事業の契約期間内においては、募集趣旨の目的達成のために整備するＬＥＤ照明設備（以下「本設備」という。）について、善良なる注意義務をもって、以下の各種サービスを提供するものとする。

① 本設備の設置に係る事前調査、施工、施工管理

- ② 本設備の維持管理
- ③ その他、本事業実施に伴い必要となる事項
- (6) 事業限度額

金 524,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

事業限度額には、施工のための事前調査費用（以下「事前調査費」という。）、施工に係る費用（以下「施工費」という。）、本設備施工後の維持管理費用（以下「維持管理費」という。）その他本事業実施に伴い必要となる費用をすべて含むものとする。なお、事業全体で、令和6年度から令和12年度まで（7年間）の債務負担行為を設定している。

3 契約者

米子市

※本プロポーザルにおいて決定した契約事業者（以下「契約事業者」という。）とは、米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校の照明LED化業務についても、業務委託契約の優先交渉権者として協議を行うこととする。

4 事業担当課

〒683-0811

鳥取県米子市錦町一丁目139-3

米子市教育委員会事務局 こども施設課 学校施設担当

電話番号：0859-21-8373

電子メールアドレス：kodomu-shisetsu@city.yonago.lg.jp

5 優先交渉権者選定からのスケジュール（予定）

- (1) 優先交渉権者の選定 令和7年1月末頃

※「1 募集の要旨」に記載のとおり、各年度の契約について、優先交渉権者と契約締結に向けた協議を行うものとする。

【令和7年度施工分】

- (2) 調査業務委託契約 令和7年4月上旬頃
- (3) 現地事前調査 令和7年4月上旬頃～令和7年6月頃
- (4) 施工等業務委託契約 令和7年6月下旬頃
- (5) LED化工事 令和7年6月下旬頃～令和8年3月31日
- (6) 維持管理 令和8年4月1日～令和13年3月31日

【令和8年度施工分】

- (7) 調査業務委託契約 令和8年4月上旬頃
- (8) 現地事前調査 令和8年4月上旬頃～令和8年6月頃
- (9) 施工等業務委託契約 令和8年7月上旬頃
- (10) LED化工事 令和8年7月上旬頃～令和9年3月31日
- (11) 維持管理 令和9年4月1日～令和13年3月31日

6 応募要件

- (1) 応募者について

- ① 応募者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又はグループ（それぞれが法人格を有する複数の企業の共同）とする
- ② グループのうち1社が、次の(2)で示す「① 事業代表役割」を担うものとする。

- ③ 構成員の変更は認めない。
- ④ 参加表明時、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

(2) 応募者の役割

応募者は、単独の企業である場合は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。「① 事業代表役割」以外の役割については、1つの役割を複数の構成員で担うことを可とする。また、1つの構成員が複数の役割を担うことも可とする（事業代表役割を担う構成員が、事業代表役割以外の役割を担っても差し支えない）。

なお、「④ その他の役割」について、特に必要でない場合は、置かなくても差し支えない。

① 事業代表役割

契約等諸手続を行い事業遂行全般の責を負う役割。

② 調査役割

調査に関する業務を実施する役割。

③ 施工役割

工事に関する業務を実施する役割。

④ その他の役割

上記①～③以外の本事業に必要とされる業務を実施する役割。

※①と②、③、④を担う構成員がそれぞれ異なる企業となる場合は、企業間で適正な契約（覚書等）を締結し本市にその写しを1部提出すること。

(3) 応募者の資格要件

資格要件は以下のとおりとし、特に記載が無い限り、構成員すべてが満たすものとする。なお、構成員が以下の項目のうちいずれか1項目でも該当しないことが判明した場合は、契約の締結を行わないか、又は、契約を取り消すことがある。

- ① 日本国内の企業であること。
- ② 別に定める参加表明書兼誓約書及び資格確認書類により、本要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ 事業代表役割を担う者は、本市の令和6年度からの入札参加資格者名簿に登録があり、鳥取県内に本店、支店又は営業所を構える者であること。
- ④ 施工役割を担う者は、以下の条件をすべて満たす者とする。（複数の構成員で施工役割を担う場合は、以下の条件をすべて満たす者を少なくとも1社は含めること。）
 - (ア) 市内に本社を構える者であること。
 - (イ) 本市の令和5及び6年度入札参加資格者名簿（建設工事）の登録区分が電気工事（一般）であり、かつ、格付がA又はBであること
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以

下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が経営に実質的に関与していないと認められる者であること。

⑨ 契約締結時に国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けていない期間中の者であること。

⑩ 本プロポーザルに参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がない者であること(ただし、同一グループを構成してる者同士は除く)。

⑪ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

⑫ 構成員の役員(個人若しくは法人である場合には、その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。)が、以下に該当しないこと。

(ア) 暴力団員であると認められる者。

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

7 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市が本件の選定の公表等で必要な場合には、提出書類の著作権を無償で使用するができる。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市が提供する資料等の取扱い

本市が必要に応じて提供する資料、また見学により確認した情報は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(6) 構成員の変更の禁止

参加表明書兼誓約書及び資格確認書類提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、本市が相当な理由があると判断し、認めたときはこの限りではない。

(7) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類を変更することはできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書兼誓約書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書兼誓約書

又は提案書を無効にする。

8 契約事業者選定の流れ

(1) 参加表明の受付

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

本市は、参加表明をした者の応募資格要件を確認し、資格要件を満たした応募者に提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案者の選定

本市は、提案内容を審査し、最優秀提案者を選定する。最優秀提案者を優先交渉権者とする。

(4) 詳細協議

優先交渉権者は、事業計画、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件等について、本市と協議を進めるものとする。

(5) 契約事業者の選定

優先交渉権者は、本市と協議を行い、協議が整えば、令和7及び8年度の事前調査業務委託契約、施工業務委託契約及び維持管理業務委託契約を締結し、契約事業者となる。なお、契約締結に至るまでの費用については優先交渉権者の負担とする。

9 全体スケジュール（予定）

本事業は、次の日程で行う。ただし変更となる場合がある。

項目	日程
公募開始(本市公式ホームページに掲載)	令和6年12月3日(火)
募集要項等に対する質問書受付期間	令和6年12月3日(火)～同年12月13日(金)午後5時
募集要項等に対する質問の回答	令和6年12月20日(金)
参加表明書兼誓約書及び資格確認書類の受付期間	令和6年12月20日(金)～令和7年1月7日(火)午後5時
参加資格確認結果及び提案要請書の通知	令和7年1月10日(金)まで
提案書の受付期間	令和7年1月10日(金)～同年1月24日(金)午後5時
プレゼンテーション、審査	令和7年1月末頃

10 提案募集の手続き

(1) 募集要項等の配布

提案募集要項及び仕様書並びに対象施設に係る配布資料(以下「配布資料」という。)は、本市のホームページに掲載する。また、対象施設に係る閲覧可能資料(以下「閲覧可能資料」という。)は、閲覧申請を受けたものに対し、閲覧を許可する。なお、配布資料及び閲覧可能資料は以下のとおりである。

(配布資料)

・既設照明一覧

※対象施設ごとの照明の概算数量等は当該資料のとおりだが、現況と差異がある可

能性があるため、参考資料としての扱いとする。

(閲覧可能資料)

- ・対象施設に係るこれまでに実施した改修工事等の図面

(2) 募集要項等に対する質問受付・質問回答

① 質問の方法

質問書【様式第1号】を使用し、本要項における質問対象の引用文（章名及び頁番号）、質問内容を具体的に記載することとする。

質問受付は電子メール（kodomo-shisetsu@city.yonago.lg.jp）のみとする。なお、メールの件名は、「米子市立学校施設照明LED化業務質問（〇〇社）」とし、事務局あて電子メール送信後、電話で電子メールの到着確認をすること。

② 質問書受付期間（電子メール）

令和6年12月3日（火）から同年12月13日（金）午後5時まで（必着）

③ 電子メール送信確認による電話対応期間

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

④ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和6年12月20日（金）に本市ホームページで公表する予定である。口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書兼誓約書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書兼誓約書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送にて提出すること。

① 受付期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月7日（火）午後5時まで（必着）

② 持参の場合の受付時間

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

③ 郵送による提出について

郵送の場合は、簡易書留、書留、特定記録のいずれかで「4 事業担当課」まで到着のこと（令和7年1月7日（火）午後5時必着）。

④ 受付場所

「4 事業担当課」のとおり

⑤ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

(ア) 参加表明書兼誓約書【様式第2号】（事業代表役割が作成すること）

(イ) グループ構成表【様式第3号】（事業代表役割が作成すること）

応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担（事業代表役割、調査役割、施工役割、その他の役割）を明確にすること。構成員がそれぞれ異なる企業の場合は、企業間で合意書（契約書又は覚書等）を締結し、その写しを1部提出すること（任意様式）。なお、合意書には、全構成員が本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を必ず記載すること。

(ウ) 同種事業等の実績表【様式第4号】（事業代表役割が作成すること）

これまでに受注した照明LED化事業の実績について提出すること。

(エ) 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書【様式第5号の1】（すべての構成員が作成すること）

(オ) 役員指名一覧表【様式第5号の2】（すべての構成員が作成すること）

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、電子メールで応募者（事業代表役割）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、提案要請書を郵送する。また、プレゼンテーションの日時、詳細については、後日改めて通知する。

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、「11 提案提出書類の作成方法」に従い、事業提案書を作成し、事務局に持参又は郵送にて提出する。

① 受付期間

令和7年1月10日（金）から同年1月24日（金）午後5時まで（必着）

② 受付時間

開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

（郵送の場合は、簡易書留、書留、特定記録のいずれかで「4 事務局・事業担当課」まで到着のこと。（令和7年1月24日（金）午後5時必着）

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、提案辞退届【様式第8号】を1部、本市に持参又は郵送で提出すること。受付期間、受付時間、郵送での方法については、前記(5)と同様とする。

11 提案提出書類の作成方法

(1) 事業を実施する上での本市における課題、提案にかかる着眼点

本事業にあたり、本市が重要と考えている以下の項目について、事業提案時の提出書類において明記すること。

① 本事業は、令和7年度施工分については令和8年4月1日から、令和8年度施工分については令和9年4月1日からの維持管理開始としているので、この期日を基準とした本設備設置計画、工程管理等を提案すること（提案総括表【様式第10号】に記載すること）。

② 省エネルギーに着目した提案をすること（提案総括表【様式第10号】に記載すること）。

③ 維持管理期間中において、機器等に不具合が発生した時やその他のトラブル対応等について、体制等も含め提案すること（維持管理等提案書【様式第12号】に記載すること）。

④ 本設備施工中における本市業務への支障及び来校者への迷惑のない様、対応する方法について提案をすること（工事中の対応・廃棄計画書【様式第13号】に記載すること）。

(2) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部提出すること。

① 提案書提出届【様式第9号】

② 提案総括表【様式第10号】

事業の実施にあたり、基本的な考えを簡潔に記載すること。提案全体の概要、基本方針、基本スケジュール等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。また電力、電気代削減にかかる事業効果についても記載すること。独自のノウハウや提案があれば記載すること。イラスト・イメージ挿入も可とする。

③ 使用機器提案書【様式第11号】

使用機器の詳細について、使用する機器の図や特性値などを用い、その特徴など

を具体的に記載すること。

使用器具については、対象施設の照明設備状況を理解したうえで選定すること。使用するLED照明のワット数その他エネルギーの消費状況の評価内容、器具仕様に関する内容説明などについて記載すること。また、調光制御システム等の採用による消費電力削減について提案があれば記載すること。

④ 維持管理等提案書【様式第12号】

維持管理期間中の本設備の維持管理、保守についての提案を明確にし、本設備の点検や補修などの計画内容を記載すること。

器具の不具合を発見又は通報を受けたときの対応、サポート体制、その他緊急時対応方法の考え方について記載すること。

また、コスト削減及びサービス水準の向上の視点で工夫している点があれば記載すること。

⑤ 工事中の対応・廃棄計画書【様式第13号】

設置工事の安全管理、工程管理など実施計画の内容や既設照明器具等の処理方法などに関する内容を記載すること。

また、施工中の品質管理、補償、工事完了期限に関する内容を記載すること。

⑥ 見積書（任意様式）

本事業に要する全体の経費について見積りを行うこと。なお、内訳については次の（ア）～（エ）を参考にする。また、（ア）～（ウ）については学校ごとの見積額を出すこと。

（ア）照明器具の調達に要する経費

（イ）照明器具設置に要する経費（既存の器具等の取り外し含む）

（ウ）既設器具等の廃棄処理に要する経費

（エ）維持管理に要する経費

(3) 提案書作成方法

① 使用言語は日本語、通貨は日本通貨、単位は計量法に定めるものとし、すべて横書きとする。

② 提出書類に各々書類符号を記した表紙及び目次を付けて、A4縦長ファイルに左綴じし、各書類にページを付し、応募書類がわかる様に右端にインデックスを付けたものを8部（正本1部、副本7部）提出すること。なお、A4判以外の様式についてはA4判サイズに折り込むこと。

③ エネルギーに関する換算値において、エネルギーに関する計算、CO₂排出係数については、次の換算値で表記すること。

・電気料金単価：30円/kwh

・年間点灯時間：校舎等・・・3,000時間、体育館アリーナ・・・1,500時間

（※「校舎等」とは、体育館アリーナ以外の照明をいう。）

・CO₂排出係数：0.545kg-CO₂/kwh

12 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

応募者からの提案書類（参加表明書類を含む）及びプレゼンテーションの内容をもとに、本市における課題、事業の実施方針、本設備における使用器具、施工体制、維持管理体制、環境・安全性への配慮、提案内容の見積金額などの観点から総合的に審査を行い、最優秀提案者1者を選定する。ただし、すべての応募者について、プレゼンテーションにおける評価の得点が、合計得点の5割（最低基準点）に満たない場合、

最優秀提案者を選定しないことがある。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションは、提出した提案書の内容を具体的に説明すること。
- ② プレゼンテーションの出席者はグループから5名以内とする。
- ③ 応募者は提案書をもとに20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、質疑応答を行う。
- ④ プレゼンテーションは、事前に提出した資料を用いて行うこと。
- ⑤ プレゼンテーション審査の日時、場所等は、参加表明書兼誓約書提出後に電子メールで通知する。
- ⑥ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて、本市が用意したプロジェクター及びスクリーンを使用することができるが、パソコン等は提案者が用意する。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、提案者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合

13 提案における留意事項

- (1) 維持管理業務等が実施できること。
- (2) 事前調査費、施工費、維持管理費その他本事業実施に伴い必要となる費用が明確であること。
- (3) 本事業に係る事業費は、「2 事業概要」の(6)に記載する事業限度額以下であること。
- (4) 本設備における照明器具は仕様に応じた製品であること。
- (5) 郵送、電子メール等通信事故について、本市は一切責任を負わないこと。

14 工事仕様

- (1) 工事の施工期間は、令和7年度施工分については、令和7年度施工分の本契約締結の日から令和8年3月31日までとし、令和8年度施工分については、令和8年度施工分の本契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
- (2) 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、大気汚染防止法、建設業法等関係法令等を遵守すること。また、工事に当たっては、以下の基準に準拠して施工すること。ただし、準拠できないなど特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。
 - ① 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年度版）
 - ② 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年度版）
 - ③ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年度版）
- (3) 交換後のLED照明を安全に使用できる状態にすること。なお、LED照明を安全に通常使用するため必要な部品や消耗品は、すべて契約事業者の負担で用意する

こと。

- (4) 作業に当たっては現地調査を十分に行い、電源回路、照明器具の設置状況、既存照明器具の劣化状況等を確認すること。調査結果については、職員に報告するとともに、計画の変更を要する場合は、職員と協議のうえ、対応を決定すること。また、必要な場合は、契約事業者の負担において劣化したソケット支持金具、電線等の交換を実施し、作業後、安全に使用できるように設置すること。また、器具交換等により生じた隙間等は、コーキング材等で適切に処置すること。
- (5) 作業時の安全管理に十分配慮するとともに、施工時は施設の構造、設備等に損害を与えないよう必要な養生を行うこと。また、施設職員、利用者、関係者及び第三者に危険を生じないよう最大限配慮するとともに、騒音、振動等についても十分な配慮をすること。
- (6) 施工前及び施工後の写真を撮影すること。
- (7) 施工に伴い不要となった既存の安定器は撤去し、配線は適切に結線すること。不要となった既存蛍光灯、撤去した既存器具等は、契約事業者の負担ですべて敷地外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守の上、適正に処分すること。
- (8) アスベスト調査が必要と判断される場合は、契約事業者の負担により調査を実施すること。また、照明の交換に当たり、アスベストの除去が必要な場合は、当該照明の交換を中止し、速やかに本市に報告すること。
- (9) 電動昇降装置が付いている照明については、電動昇降装置を撤去し、電動昇降装置の付いていない照明器具と交換すること。
- (10) PCBが使用されている照明器具を発見した場合は、本市の指示に従うものとする。なお、PCBの処理に係る費用は本市の負担とする。
- (11) 施工前及び施工後に、照度測定を実施し、その結果を報告すること。測定点等については、本市と協議の上、決定すること。また、教室及びそれに準ずる場所の照度は300ルクスを下限とするが、500ルクス以上が望ましい。500ルクスを満たさない場所については、対応を本市と別途協議することとする。
- (12) 施工前及び施工後に、既存分電盤の分岐回路ごとの絶縁測定を実施し、その結果を報告すること。絶縁測定において異常が検出された場合は、速やかに本市に報告すること。
- (13) 作業足場は契約事業者の負担とし、法令等に基づき、適切な設置管理を行うこと。
- (14) LED照明の設置後は、必ず施設管理職員に立会いを求め、業務の完了確認を行うこと。
- (15) 設置作業に使用する材料はすべて新品とすること。
- (16) 設置作業に当たっての安全管理については、関係法令に従い契約事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、契約事業者の負担により対処すること。
- (17) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督職員及び施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- (18) 搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、監督職員及び施設管理者の承諾を得ること。
- (19) 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取り扱いについては、契約事業者にて、関係法令を遵守した上で処分するものとする。また、撤去した照明器具等の廃棄物マニフェストを提出すること。

- (20) LED照明器具及びランプの仕様については別紙「米子市立学校施設照明LED化業務機器仕様」を参照すること。

15 検査等

- (1) 契約事業者は、LED照明の設置完了後に速やかに施設ごとに自主検査を行い、必要な性能が確保されていることを確認すること。
- (2) 契約事業者は、施設ごとの自主検査の結果を本市に報告すること。自主検査項目は、少なくとも点灯確認、外観確認、照度測定結果、絶縁測定結果を含むものとする。本市は報告の受領後、必要に応じて現場の確認を行う。
- (3) (1)又は(2)の確認の結果、不具合が発見された場合は、契約事業者の負担と責任において、LED照明及び周辺機器が正常に動作するよう、必要な調整作業を実施すること。
- (4) LED照明化に当たり消防署等への届出が必要な場合は、本市に情報提供の上、必要な届出を行うこと。
- (5) LED照明の設置完了後の検査時又は検査後において、未施工の照明が残存していることが判明した場合は、契約事業者の責において施工すること。

16 提出書類等

以下の書類、図面等を本市に提出すること。なお(5)及び(6)は電子データをメール等により提出することとし、(5)及び(6)以外の図面、書類等は、電子データ（メール等及びCD-R等の電子媒体）及び書面により提出すること

- (1) 施工後の完成図面
(任意様式。設備の設置箇所、仕様、ブレーカースイッチの位置を記載したものとする。また、既存配線を改修した場合は、その箇所も記載すること。)
- (2) 施工前及び後の写真
- (3) 設置完了に係る自主検査結果報告書（任意様式）
- (4) 設置設備の保証書
- (5) 保証期間中の連絡窓口
- (6) 打合せ記録書

17 維持管理に関する仕様

- (1) 本市からの修繕依頼にもとづき、本設備の調査・修繕等を行うこと。
- (2) 照明器具に関する本市からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう設置箇所図作成等（契約事業者が作成し、本市に2部提供のこと）による管理体制を整備すること。
- (3) 本市からの連絡受付体制を整備するものとし、本市からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けた時は3日以内（土日祝日及び閉庁日を除く）に状況を確認し、その結果、修繕等が必要となった場合は速やかに対応すること。3日以内に状況確認を行うことが困難である場合は、その旨を早急に本市に連絡すること。
- (4) 費用負担について
 - ① 契約事業者が費用負担する場合
 - ・本設備の製品として不具合による故障
 - ・本設備の取付け、施工不具合による故障
 - ・動産総合保険の適用範囲（火災、落雷、破裂、爆発、風災、盗難、破損、雪害、いたずら、車両の接触・衝突）の事象による損害

- ② 本市が費用負担する場合
 - ・対象施設での清掃・設備保守等の際に生じた本市又は本市の依頼による作業者の責による損害
 - ・動産総合保険の適用範囲外による損害
- ③ 上記①及び②以外に起因する損害については本市と契約事業者の協議によりその費用負担を決定する。
- (5) 本設備について、契約事業者の負担により動産総合保険に加入すること。
- (6) 修繕対応、その他維持管理に係る対応の実績を定期的に報告すること。

18 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に、まず令和7年度施工分に係る事前調査業務委託契約を締結する。本市が、業務委託契約に係る本契約の締結について本市の議会の同意を得たときは、当該同意を本市の本契約完結の意思表示とみなし、令和7年度施工分についての当該本契約が成立する。同様に、令和8年度施工分についても、現地調査委託契約の締結後、本市の議会の同意をもって本契約が成立する。

なお、優先交渉権者と詳細協議の結果、双方が合意しない場合は、契約しないことがある。また、当該本契約の締結について本市の議会の同意が得られなかった場合は、当該本契約は不成立となる。

(2) 契約の時期

① 令和7年度施工分

事前調査業務委託契約	令和7年4月上旬頃（予定）
施工業務委託契約	令和7年6月下旬頃（予定）
維持管理業務委託契約	令和8年3月下旬頃（予定）

② 令和8年度施工分

事前調査業務委託契約	令和8年4月上旬頃（予定）
施工業務委託契約	令和8年7月上旬頃（予定）
維持管理業務委託契約	令和9年3月下旬頃（予定）

(3) 契約の概要

募集要項、提案書及び維持管理計画に基づき、契約を締結するものであり、契約事業者が遂行すべき施工及び維持管理に関する業務内容や支払方法などを定めるものとする。また、本市と契約事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

契約保証金は、業務委託契約に係る契約金額のうち、施工費の100分の10以上に相当する額とし、その納付の時期は、施工業務委託契約を締結する時とする。なお、施工業務委託料の額は、「2 事業概要」の(6)に記載のとおり、本市及び優先交渉権者との協議において、決定することとする。また、契約保証金の免除及び契約保証金に代わる担保については、米子市契約規則第4条及び第5条に定めるとおりとし、契約保証金は、施工後の検査が完了し次第、返還するものとする。

(5) 本設備所有権の帰属

契約事業者の設置した本設備の所有権帰属については、本市とする。

19 契約金の支払に関する事項

- (1) 契約事業者は、施工の検査に合格したときは、契約金額のうち、施工費の支払を請求することができる。
- (2) 本市は、(1)に定める請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に支払うものとする。
- (3) 契約事業者は、「18 契約に関する事項」の(4)に定める方法で保証契約を締結した上で、施工費の10分の4以内の前払金の支払を本市に請求することができる。
- (4) 本市は、(3)で定める前払金の請求を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。
- (5) 契約事業者は、施工の完成前に、施工費のうち、出来形部分並びに施工現場に搬入済みの資材及び製造工場等にある製品に相応する金額（以下、「施工費相当額」という。）の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。
- (6) (5)に定める請求は、施工費の40パーセントを超える場合に限り行うことができる。
- (7) 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、(5)に定める施工費相当額は、本市及び契約事業者で協議して定める。ただし、本市が部分払の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、本市が定め、契約事業者に通知する。
$$\text{部分払金の額} \leq \text{施工費相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{施工費})$$
- (8) 施工費に係る支払額及び前払金並びに部分払金の額については、令和7及び8年度の各年度において、別個に積算することとする。
- (9) 施工費以外の費用の支払については、本市と優先交渉権者との協議において詳細を決定することとする。

20 事業実施に関する事項

- (1) 誠実な業務遂行
 - ① 契約事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
 - ② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と契約事業者の両方で誠意をもって協議すること。
- (2) 本市と契約事業者との責任分担
 - ① 基本的な考え
提案が達成しないことによる損失は、原則として、契約事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、契約事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。
 - ② 予測されるリスクと責任分担
本市と契約事業者の責任分担は、原則として「別表2 予想されるリスクと責任分担表」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

(別表1) 施設一覧(表中の学校はすべて米子市立である)

(1) 令和7年度施工分

学校名	所在地	LED化実施対象	
		校舎等	屋内運動場
明道小学校	米子市陽田町 74 番地 2	○	○
就将小学校	米子市愛宕町 94 番地	×	○
車尾小学校	米子市車尾二丁目 27 番 1 号	○	○
福生西小学校	米子市上福原五丁目 4 番 1 号	○	○
福米東小学校	米子市東福原五丁目 7 番 1 号	○	×
加茂小学校	米子市両三柳 4610 番地	○	○
尚徳小学校	米子市榎原 1897 番地	○	○
成実小学校	米子市奈喜良 81 番地	○	○
伯仙小学校	米子市尾高 418 番地 1	○	○
淀江小学校	米子市淀江町西原 244 番地 2	○	○
福米中学校	米子市西福原 1636 番地	○	○
後藤ヶ丘中学校	米子市上後藤一丁目 1 番 1 号	○	○
尚徳中学校	米子市日原 146 番地	○	○
加茂中学校	米子市両三柳 3883 番地	○	○

(注) 既にLED化実施済等の理由のため、一部対象から除いている。

(2) 令和8年度施工分

学校名	所在地	L E D化実施対象	
		校舎等	屋内運動場
義方小学校	米子市義方町9番20号	○	○
啓成小学校	米子市博労町四丁目290番地	×	○
福生東小学校	米子市皆生五丁目18番32号	○	○
福米西小学校	米子市西福原八丁目16番62号	○	×
河崎小学校	米子市河崎2677番地	○	○
住吉小学校	米子市旗ヶ崎五丁目17番1号	○	○
五千石小学校	米子市諏訪1695番地	○	○
彦名小学校	米子市彦名町4500番地2	○	○
弓ヶ浜小学校	米子市富益町1194番地	○	○
箕蚊屋小学校	米子市下新印204番地2	○	○
東山中学校	米子市車尾617番地	○	○
福生中学校	米子市上福原20番地	○	○
湊山中学校	米子市愛宕町84番地	○	○
弓ヶ浜中学校	米子市富益町2070番地	○	○
淀江中学校	米子市淀江町西原660番地	○	○

(注) 既にL E D化実施済等の理由のため、一部対象から除いている。

(別表2) 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負 担	
			本市	契約事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤り	○	
	事業提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合	協議	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保 険	維持管理期間のリスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	本市の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・遅延	協議	
		設備導入に必要な許可等の遅延によるもの	協議	
		契約事業者の事業放棄、破たんによるもの		○
計画・設計段階	不可効力	天災などによる設計変更・中止・遅延 (詳細は契約書による。)	協議	
	物 価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの)	協議	
	計画変更	本市の指示条件・指示の不備によるもの	○	
		契約事業者の指示・判断によるもの		○
工事段階	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災など設計変更・中止・延期	協議	
	物 価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対し影響があるもの)	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	計画変更	本市の指示・判断によるもの	○	
		契約事業者の指示・判断によるもの		○
工事段階	工事遅延・完成	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延	○	

	リスクの種類	リスクの内容	負 担	
			本市	契約事業者
工 事 段 階	工事遅延・完成	契約事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡し遅延		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		契約事業者の指示、判断によるもの		○
	性 能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○
支 払	金 利	市中金利の変更		○
維 持 管 理 関 係	計画変更	本市の責による事業内容の変更	○	
		契約事業者が必要と考える計画変更		○
	立入許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	設計変更以外の要因による維持管理費の増大		○
	本設備の損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する本設備の損傷	○	
		契約事業者の故意・過失による本設備の損傷		○
	施設損傷	契約事業者の故意・過失又は本設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	協議	
	瑕疵担保	本設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災など不可抗力による本設備の損傷	協議	
	本設備の不良	本設備が所定の性能を達しない場合		○
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	